

山形県教員「指標」(案)に対する意見募集結果

- 1 意見の募集期間 平成 29 年 11 月 28 日 (火) から平成 29 年 12 月 11 日 (月) まで
- 2 意見の件数 12 名から 32 件の意見
- 3 主なご意見の概要と県教育委員会の考え方 (※同様の意見はまとめて回答)

番号	主なご意見の概要	県教育委員会の考え方
山形県教員指標策定に関わる全般的な事項について		
①	○指標策定に係る協議を行う「協議会」のメンバーや、「指標」及び研修計画策定に係るスケジュール等を示していただきたい。	○本県の「指標」策定に向けて、協議を行ってきた「山形県教員資質向上協議会」の委員名簿や運営組織、協議の経過等の資料を、県のホームページ(下記 URL)に掲載しておりますので、ご参照ください。 http://www.pref.yamagata.jp/ou/kyoiku/700001/somuka-top-kikakuyosan/
②	○県教育委員会と市町村教育委員会が策定する指標との関連について教えてください。	○教育公務員特例法(以下「法」という。)において、県教育委員会と市町村教育委員会は、それぞれ教員等の任命権者として「指標」の策定に関する義務があると規定されております。法において、市町村教育委員会には、「当分の間」、「指標」の策定義務は適用しないとされておりますが、策定する場合は都道府県の意見を聴くよう努めるものとするとしております。なお、このような法の趣旨を踏まえ、県教育委員会が策定する「指標」においては、各市町村教育委員会が任命権者となる幼稚園や幼保連携型認定こども園の教員等に求められる資質についても、県の考え方を参考としてお示ししております。
「1 策定の趣旨」について		
③	○「策定の趣旨」に、「～保護者、産業界等との共通認識の下、～指標を定める」とあるが、パブリックコメントを実施しているのだから、「一般県民」も加えたらどうか。	○ご指摘いただいたとおり、本県教員の「指標」策定にあたり、県民の方々のご意見を広く聴取し反映させることが重要であると考えており、「1 策定の趣旨」の表記を、「 <u>県内教職課程認定大学及び各市町村教育委員会、各学校、保護者、産業界の共通認識を得るとともに、パブリックコメントを通じて広く県民の意見を反映させ、</u> 」と修正いたします。(※下線部を追加)
「2 性格」について		
④	○「2 性格」とあるが、どのような意味・意図で「性格」という文言を用いたのか。	○「本指標がどのような性質をもつものであるか」ということを「性格」という文言で記述しております。これまでも、本県の第3次総合発展計画短期アクションプランや、第6次山形県教育振興計画でも「プランの性格」あるいは「計画の性格」という文言を用いて説明しております。また、他の地方公共団体の計画等でも一般的に「～の性格」という文言が用いられている例が見られます。

番号	主なご意見の概要	県教育委員会の考え方
「2 性格」について		
⑤	○「2 性格」に「指標は、人事評価に用いるものではない」と明記しているが、人事評価に用いられないことを、県教育委員会としてどのように担保するのか。	○「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等の施行について」(28 文科初第 1803 号 H29.3.31) の第二・留意事項 1「指標の策定に際し留意すべき事項について」の、「指標は教員の人事評価と趣旨・目的が異なるものであることに留意すること」の規定等に基づき、本県の指標にも「人事評価に用いるものではない」と明記しております。このことについて、今後も協議会の場や校長会等の機会を捉えて繰り返し周知を行ってまいります。
⑥	○「2 性格」について、「本県教員が主体的に…研修を行う目安」、「県教育委員会が研修計画を策定する際に踏まえるべきもの」など、指標の特質を誰にでもわかりやすく表記した方がよい。	○ご指摘を踏まえ、「教員が資質向上を図る際の研修を行うための目安」、「県教育委員会が研修計画を策定する際に踏まえるべきもの」、「人事評価に用いるものではない」という「指標」の性格をより明確に示すため、「2 性格」の文言について「なお、指標は、人事評価に用いるものではない。」と修正し、改行して記述いたします。
「3 指標が対象とする教員等の範囲」について		
⑦	○「指標が対象とする教員等の範囲」に、学校事務職員や栄養職員等が入っていないのはなぜか。教員以外の教職員の「指標」も早急に作成すべきである。	○このたび本県で作成した山形県教員「指標」は、平成 29 年 4 月 1 日に施行された「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」による規定のうち、教育公務員特例法第 22 条の 3 第 1 項に規定する「指標」、及び同法第 22 条の 2 第 1 項に規定する「指標の策定に関する指針」(以下「指針」と表記)に基づき策定したものであり、本県の「指標が対象とする教員等の範囲」も、「指針」の三の 1「学校種・教員等の職等の範囲」に基づき定めたものであります。ご意見をいただいた学校事務職員や栄養職員等の「指標」について、現時点では法的な策定義務はありませんが、今後の国の動向を注視しながら、他の地方公共団体における「指標」策定状況等についても研究してまいります。
⑧	○「指標が対象とする教員等の範囲」に、幼保連携型認定こども園を加えていただきたい。	○ご指摘を踏まえ、再度検討・整理を行い、県教育委員会が策定する指標の対象とする教員等の範囲については、教育公務員特例法の規定に則して、県教育委員会が任命権を有する教員等を記述することといたします。一方、協議会等において、これまで幼稚園の教員等の資質に関する指標についても検討してきたことから、市町村教育委員会が指標を策定する際等に活用していただけるよう、参考としてお示しすることといたしました。このため、「3 指標が対象とする教員等の範囲」を、「県教育委員会が任命権者となる県立学校、市町村立小・中学校・義務教育学校の校長、副校長、教頭、～、栄養教諭とする。」とし、その後続けて、「 <u>なお、市町村立幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員等の指標については、各市町村教育委員会の参考となるよう作成した。</u> 」と記述いたします。また、「山形大学附属学校園」の教員等については、本指標を参考とするかも含め、任命権者である山形大学長よりご判断いただくということから、記述しないことといたします。(※下線部追加)

番号	主なご意見の概要	県教育委員会の考え方
「5 本県が採用時に求める教員の姿」について		
⑨	○(3)に「豊かな教養と高い専門性を身につけ」とあるが、採用時に「高い専門性」をすでに身に付けているというよりも、教職に就いて実践的な経験を積みながら学び続け、その中で「より高い専門性を身につけていく」という姿勢を求めた方がよいのではないか。	○ご指摘を踏まえ、(3)を「 <u>豊かな教養とより高い専門性を身につけるために、常に学び、自らを向上させる姿勢を持ち続ける方</u> 」と修正いたします。(※下線部を修正)
⑩	○(4)に、「郷土を愛し」という文言があるが、県外出身で本県の教員になる方にとっての「郷土」は、それぞれの方の「郷土」という理解もできる。「ぜひ、山形県を愛する山形県の教員になってほしい」という願いを込めるのであれば、「山形県を愛し」という文言にした方がよいと考える。	○ご指摘のとおり、県外出身者にとっての郷土は、その方ご自身が生まれ育った郷土を意味し、かけがえのないものであると考えております。その思いを大切にしながら、山形県の教員として、山形県を深く理解し、児童生徒にも「自分たちにとっての郷土」の大切さを伝え、郷土への愛着や誇りを育んでいただきたいという考え方を明確化するため、「 <u>山形県の教員として、郷土を愛する心を持ち、</u> 」という文言に修正いたします。(※下線部を修正)
⑪	○(4)に、「よりよい学校や地域社会を築こうとする方」とあるが、学校の教員が「地域社会を築く」というよりも、「地域社会の中での学校の役割」を考えて、地域社会の特色を活かした学校づくりをするなどの表現の方がふさわしいと考える。	○ご指摘を踏まえ、(4)の「よりよい学校や地域社会を築こうとする方」という文言を、「 <u>地域社会においてよりよい学校を築こうとする方</u> 」という文言に修正いたします。(※下線部を修正)
教員指標「教諭用A」について		
⑫	○項目12について、学級経営という単位で考えた場合、「教職員や家庭との連携」は重要であると考え、 <u>「地域と連携しながら」という部分</u> に関しては、学級単位で行うよりは、学年や分掌、学校単位の方がより効果があがると考える。	○これからの学級経営においては、カリキュラム・マネジメントの視点からも、一人一人の教員が、学校・家庭の連携はもとより、地域との連携も視野に入れた学級経営を行っていくことが重要になると考えております。こうしたことから、「地域」という文言を入れた案文のままとしたいと考えます。なお、ご指摘のとおり、学校単位での地域との連携も効果的であると考えており、校長用「指標」の項目15及び17に、地域との連携・協働に関わる文言を記述しております。

番号	主なご意見の概要	県教育委員会の考え方
教員指標「教諭用A」について		
⑬	○担任として、児童生徒の家庭環境を十分に理解した上で、保護者と協力して児童生徒の指導にあたるのが大切である。その観点から、始発期に、「家庭環境を理解し、保護者との信頼関係を構築することができる」等の項目が必要と考える。	○ご指摘のとおり、担任として、保護者と連携しながら児童生徒の家庭環境等を理解し指導・支援を行うことが重要であると考えております。一方で、始発期にある教員においては、豊かな経験をもつ教員や管理職等も含めた教員組織の中で、保護者との信頼関係の構築や児童生徒の多面的な理解の仕方及び適切な指導・支援の方法等について学ぶことも重要だと考えており、教諭用Aの項目5に「組織的な指導・支援を行う」と記述しております。
⑭	○項目 22、27、29 に、「学校全体に」という文言があるが、いつも必ず「学校全体に」ではなく、状況に応じて学年や教科、分掌ということも考えられるため、再考してほしい。	○ご指摘を踏まえ、項目 22 及び 27 については、「学校全体に」を「校内に」と修正いたします。項目 29 については、「組織運営期」の教員に求められる役割として、今日的な教育の動向を把握し、学校全体に広めることも重要であると考え、案文のままとしたいと考えます。
⑮	○項目 33 について、「同僚とともに」という記載があると、苦手な方がいる場合に達成が困難になってしまうことが危惧される。この文言を削除した方が、一人一人が ICT に積極的に向き合うことが期待できると考える。	○ICT機器の操作や活用等を苦手としている方については、特に、日常的な同僚の支えや職場内のOJTによって、少しずつスキルと意欲の向上が図られていくことが重要であると考えております。また、得意なところを活かし合い支え合う中で、同僚性が高まっていくことも大切であると考えております。こうした観点から、「同僚とともに」という文言を残したいと考えます。
教員指標「教諭用B」について		
⑯	○項目 8 について、教職にあるものが地域に積極的に関わるとい理念は理解できる。しかし、「教職」という仕事の素養として掲げるべきものなのか、再考してほしい。	○新学習指導要領の趣旨等を踏まえ、「社会に開かれた教育課程」の実現をめざす上で、教員一人一人が、教育関係者以外の多様な方々との交流等を通じて、多面的なものの見方・考え方を身に付けていくことは重要であると考えており、こうした観点から、左記の⑯及び⑰のご意見には、共通性があると考えております。また、学校と地域の連携・協働により、地域の特色を活かした学校づくりを行っていくためには、教員一人一人が、地域の一員として地域活動に参画するなどの経験を重ねることが大切だと考えます。さらに、こうした経験等を通じて自らの資質向上を図る時期は、学校の業務にある程度習熟してくる成長期が適していると考え、教諭用Bの項目8を「 <u>地域の一員として地域活動に参加することなどを通じて、地域や他業種の方々の視点を理解し、多面的な見方・考え方ができる。</u> 」と修正いたします。(※下線部を修正)
⑰	○多様化の進む学校教育において、教育関係者以外の方々との交流によって身に付けた多面的な考え方がますます大切になってくると思うので、始発期にこうした考え方を身に付ける項目が必要と考える。	

番号	主なご意見の概要	県教育委員会の考え方
教員指標「養護教諭用A」について		
⑱	○「養護教育力」及び「栄養教諭力」という言葉は、一般的に使用されている文言ではないので、再検討いただきたい。	○ご指摘を踏まえ、「養護教育力」及び「栄養教諭力」という文言については削除いたします。
⑲	○「養護教諭用A」の項目26は、当たり前のことで、指標にあげるまでもないのではないかと。	○ご指摘の趣旨を踏まえた上で、なお、児童生徒の委員会活動や、学校保健委員会活動等の組織・運営を行う上でコミュニケーション能力は重要な基盤であると考え、「 <u>良好なコミュニケーション</u> 」と修正いたします。（※下線部を追加）
教員指標「校長用」について		
⑳	○「校長用」の項目4に、「師表」という文言があるが、一般的に馴染みのない文言であるため、そのまま用いるのであれば、説明が必要なのではないかと。	○ご指摘を踏まえ、「10 指標の文言」に、「師表」に関する説明及び出典について加筆し、校長用「指標」の項目4の文言を、「教育公務員として自ら法令を遵守し、『師表』 <u>となるべく誠実かつ厳正に職務を遂行するとともに、自らを範とする努力を重ね教職員を指導する。</u> 」と修正いたします。（※下線部を修正）
21	○本県での「働き方改革」を実効あるものとするために、「校長用」指標に、「タイムマネジメント」の観点を加えていただきたい。	○ご指摘を踏まえ、校長用「指標」の項目11の文言を、「 <u>業務の効率化を図り、ゆとりを生み出すとともに、教職員のメンタルヘルスマネジメント及びハラスメント防止を進め、良好な職場環境づくりを行う。</u> 」という文言に修正いたします。（※下線部を修正）